

文化財課所管施設設置防犯カメラ等運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財課が所管する施設におけるセキュリティ向上を目的に設置する防犯カメラ及びこれにより撮影、記録された映像もしくは映像データ(以下「映像等」という。)の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用及び個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において防犯カメラ等とは、文化財課の所管施設である神戸市風見鶏の館、神戸市ラインの館、内田家住宅、神戸市埋蔵文化財センター、大歳山遺跡、旧みどりのまち幼稚園収蔵庫に常設し、その状況を撮影、記録、表示する機能を有するものをいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラ装置及び映像等の管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号)の趣旨により適正な管理を行う。

2 防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、文化財課長をもってこれに充てる。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者は、この要綱や防犯カメラ等に関する最終決定権限及び責任を有する。管理責任者は、この要綱の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な管理を図り、その設置目的を達成するよう努めるとともに、自己の映像等を撮影又は記録された者の権利の保護を図らなければならない。また、管理責任者はその職を退いた後も映像等から知り得た情報を他者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者(以下「取扱者」という。)が行うものとし、管理責任者は、取扱者以外の者に防犯カメラ装置を操作させてはならない。

3 取扱者は、この要綱及び管理責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。また、取扱者はその職を退いた後も映像等から知り得た情報を他者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 神戸市風見鶏の館、神戸市ラインの館、内田家住宅、神戸市埋蔵文化財センター、大歳山遺跡旧みどりのまち幼稚園収蔵庫内で運用すること。

- (2) 防犯カメラで撮影している旨を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 映像録画装置の設置場所は管理責任者、取扱者以外の者がみだりに触れることができないようにするほか、映像等の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。
- (4) 業務上不必要な監視を行わないこと。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像等及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）は、次に定めるところにより管理されなければならない。

- (1) 映像等の加工や不必要な複写を行わないこと。
- (2) 施錠可能な場所（鍵付きラック等）で保管し、又は管理責任者、取扱者以外の者がみだりに触れることができないようにするほか、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 防犯カメラ等の設置場所以外への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 映像等の保管期間は、3箇月以下とし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を上書き又は消去等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく映像等の提供依頼があった場合は、この限りでない。
- (5) その他映像等の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像等の提供の制限)

第7条 映像等について、第1条に定める目的以外の利用及び外部への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 映像等から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) その他管理責任者が必要と認めた場合

(映像等の可搬媒体への書き出し及び提供の記録)

第8条 第6条第4号に基づき可搬媒体への映像データの書き出しを行った場合、又は前条に定める映像等の提供を行った場合は、その理由、期日、提供した相手方の名称、映像データの内容を記録するものとする。

(苦情処理)

第9条 運用責任者は、本人又はセキュリティエリア利用者等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(条例との適用関係)

第10条 映像等に関してこの要綱に定めがないものについては、神戸市個人情報保護条例の定めに従うものとする。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。